

令和4年11月19日(土)、20日(日)に開催した馬毛島問題に関する住民説明会の資料を掲載いたします。

令和4年11月19日(土)、20日(日)

## 馬毛島問題に関する住民説明会

### 1. 馬毛島問題に係る経緯

年 月	経 緯
2019年12月	・馬毛島の土地を巡り、政府が民間会社と買収合意したことを正式発表
2020年8月	・防衛省が馬毛島への基地配置案を公表
2020年12月	・防衛省が馬毛島周辺でボーリング調査開始
2021年1月	・防衛省が管理用道路工事や基地施設の設計・検討など4件の入札を公告
2021年2月	・防衛省が環境影響評価方法書を県と市町に送付
2021年5月	・馬毛島上空でデモ飛行実施
2021年8月	・防衛省が馬毛島の港湾整備イメージ図を公表
2021年11月	・防衛省が滑走路建設などに使う、生コンプラントの入札を公告
2021年12月	・防衛省が自衛隊員らの宿舎を、種子島3市町に分散配置する方針を説明 ・本体工事等、基地整備費3,183億円を計上した2022年度予算案が閣議決定
2022年1月	・馬毛島問題について各種団体等の意見を聞く会を開催 ・葉山漁港の岸壁工事開始
2022年2月	・市長が岸信夫防衛大臣(当時)に、「馬毛島への自衛隊基地整備に関する住民の不安解消を求める要望書」を提出 ・西之表市と防衛省との協議の場を設置(現在までに9回開催)
2022年5月	・鹿児島県から求められた防衛省の「管理用道路(外周道路)の工事における自主的な環境保全措置」に対する市長意見を提出
2022年7月	・自衛隊馬毛島基地(仮称)の設置に伴う市民の不安と期待に関する確認事項を岸信夫防衛大臣(当時)に提出 ・防衛省が自衛隊員等の宿舎の配置場所について下西校区川迎地域と説明
2022年8月	・環境影響評価準備書に対する市長意見を提出 ・自衛隊馬毛島基地(仮称)の設置に伴う市民の不安と期待に関する確認事項に対する防衛省回答がなされ、市民への説明会を開催
2022年9月	・市議会第3回定例会で、市有地の処分、市道の廃止に係る議案が可決 ・防衛省が駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村に馬毛島基地(仮称)及び西之表市を指定
2022年10月	・防衛省が市、県に、基地本体施設の計画通知を送付 ・環境影響評価準備書に対する知事意見提出 ・防衛省が種子島1市2町への令和4年度の再編交付金の交付額を決定・公表

## 2. 環境影響評価準備書（騒音）について

### ▼年間の飛行回数

※環境影響評価準備書から抜粋

区分・機種		年間の飛行回数				
		計	日中	夕方	夜間	
自衛隊	訓練	F-35B	5,292	2,780	2,512	0
		F-35A	2,775	2,525	250	0
		F-15	2,835	2,585	250	0
		F-2	32	32	0	0
		C-130 (C-2、KC-767)	6,586	4,894	1,692	0
		P-3C/1	1,236	833	403	0
		US-2	1,250	1,050	200	0
		UH-60	8	8	0	0
		CH-47 (V-22)	213	168	45	0
	計	20,227	14,875	5,352	0	
	移動	F-35B	1,600	1,600	0	0
		F-35A	160	160	0	0
		F-15	160	160	0	0
		F-2	80	80	0	0
C-130 (C-2、KC-767)		136	136	0	0	
P-3C/1		200	200	0	0	
US-2		200	200	0	0	
UH-60		24	24	0	0	
CH-47 (V-22)	98	98	0	0		
計	2,658	2,658	0	0		
輸送	C-130	576	576	0	0	
計	576	576	0	0		
小計	23,461	18,109	5,352	0		
米軍	訓練	FA-18	3,257	2,052	791	414
		EA-18	459	292	107	60
		C-2	365	293	51	21
		E-2	787	531	188	68
	計	4,868	3,168	1,137	563	
	移動	FA-18	192	192	0	0
		EA-18	24	24	0	0
		C-2	8	8	0	0
		E-2	20	20	0	0
	計	244	244	0	0	
	輸送	C-40	108	108	0	0
		C-130	136	136	0	0
	計	244	244	0	0	
小計	5,356	3,656	1,137	563		
合計	28,817	21,765	6,489	563		

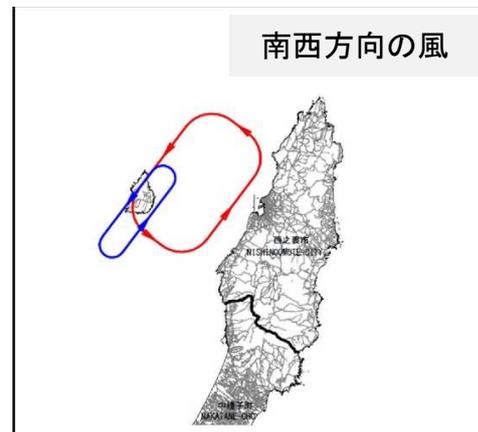
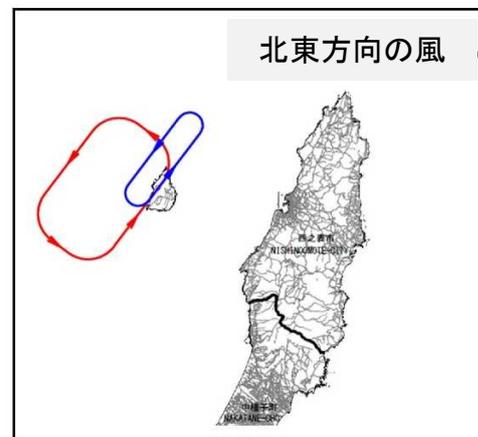
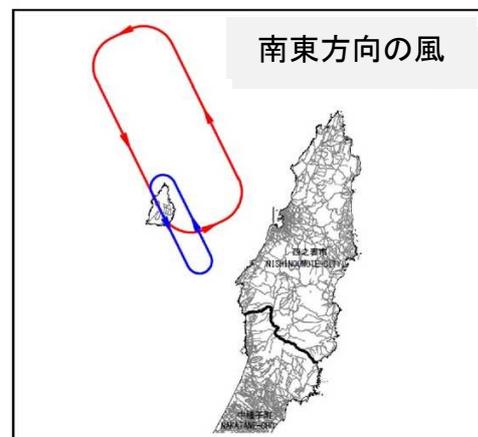
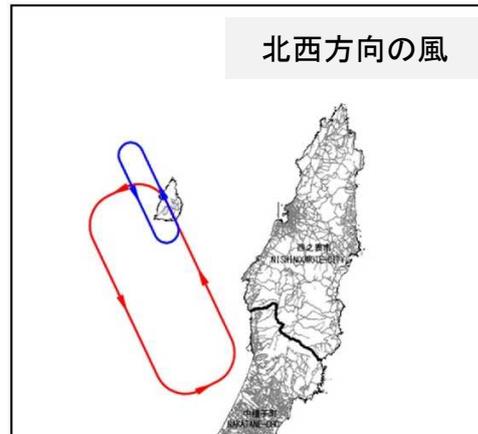
(参考)

- ・有視界飛行方式時の高度  
600 フィート (約 180m)
- ・計器飛行方式時の高度  
1,200 フィート (約 370m)

### FCLPの飛行経路▶

※環境影響評価準備書から抜粋

- 飛行経路 (計器飛行方式)
- 飛行経路 (有視界飛行方式)



### ▼時間帯補正等価騒音レベル (Lden) 予測結果

単位：dB

	地点										
	No. 2 浦田	No. 3 大崎	No. 4 西之表 市街地	No. 5 住吉	No. 6 浜津脇	No. 7 小平山	No. 8 中種子 市街地	No. 9 南種子 市街地	No. 10 宮之浦	No. 11 安房	No. 12 辺塚
騒音レベル 予測結果 (Lden)	38.1	45.9	49.8	54.4	52.0	42.8	45.0	39.7	35.3	35.1	41.1
(環境基準相当値)	(57)	(57)	(57)	(57)	(57)	(57)	(57)	(57)	(57)	(57)	(57)

航空機騒音については環境省が「航空機騒音に係る環境基準」を定めています。

指標については、1日当たりの時間帯補正等価騒音レベル (Lden) を用いています。

この指標は、1日の騒音を単純に平均して評価するのではなく、時間帯によって音を感じる度合いが異なることから、夕方や夜間の騒音に重みをつけて評価するものです。

(夕方の時間帯 (19:00～22:00) の騒音に 5dB、夜間の時間帯 (22:00～07:00) には 10 dB を加算して評価を行い、夕方・夜間の騒音に十分配慮した基準としている。)

騒音の基準となる値を、57dB (専ら住居の用

に供される地域 (I 類型)) と設定し比較。

環境アセスにおける予測結果は、いずれの地点も基準値を下回るというのが、防衛省が示した評価結果です。(予測結果は上表のとおり)

なお、防衛省においては、62dB 以上の区域 (第一種区域) において、住宅の防音工事に係る助成の措置を講じています。

上空で複数の機体が旋回した場合について、防衛省からは「同じ音が 2 つ重なった場合でも、1 つの場合と比べて 3 dB しか増えない。6 機が旋回したとしても、距離があるため、それらの重なりによる影響は大きくない」と説明を受けています。

### ▼航空機騒音の最大騒音レベル予測結果

単位：dB

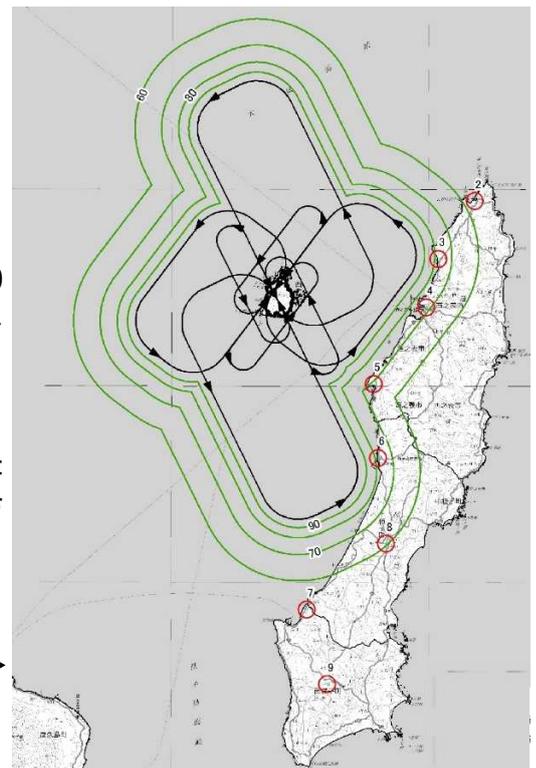
	地点										
	No. 2 浦田	No. 3 大崎	No. 4 西之表 市街地	No. 5 住吉	No. 6 浜津脇	No. 7 小平山	No. 8 中種子 市街地	No. 9 南種子 市街地	No. 10 宮之浦	No. 11 安房	No. 12 辺塚
騒音レベル 予測結果 (L <sub>A</sub> , S <sub>max</sub> )	56.8	77.0	71.3	71.1	77.5	52.6	60.3	40.9	33.3	30.5	37.6

最大騒音レベルについては、瞬間的なものであっても 70 dB 程度以下であり、70 dB 台の音は一般的な指標では、テレビ・ラジオの音と同程度とされているという説明を受けました。

◆環境アセスに対する市長意見を 8 月 15 日に県知事へ提出。それらを踏まえ県知事が 10 月 14 日に県知事意見を防衛省へ提出しました。(次頁に抜粋して掲載)

最大騒音レベルの予測コンター (最大値抽出：単位dB) ▶

※環境影響評価準備書から抜粋



## ■市長意見

・西之表市上空を飛ばない対策（訓練外の移動を含む。）を講じること。やむを得ず西之表市上空を飛行する、又は飛行した際には、事前又は事後に、その内容を評価し、速やかに西之表市に報告すること。また、原因等について、西之表市に説明し理解を得ること。

・早朝及び夜間、土曜日、日曜日及び祝日並びに盆及び年末年始における訓練のための飛行は避け、学校及び地域の諸行事、市民の生活に支障を生じさせないよう配慮すること。

・住民が最も不安視するのは夜間における航空機騒音であり、種子島の平常時の静穏性に配慮するとともに、高齢者や障がいのある者、乳幼児等への影響を考慮の上、夜間時における評価を別に行うこと。

## ■県知事意見

・航空機騒音に関しては、FCLPの1日当たりに見込まれる夜間の飛行回数、単発騒音の継続時間など、住民が実感として捉えやすい方法

を用いての明示。

・飛行経路のばらつきのうち、最も種子島寄り飛行した場合の夜間における最大騒音レベルなどの予測を行うことを検討し、その結果を評価書に記載すること。

・国から米軍に対し、FCLPの実施の都度、可能な限り早い時間に終了するなど、夜間における訓練は避けるよう要請し、調整する等求めている。

## ■今後の展開

防衛省が、県知事意見等を踏まえ、環境影響評価書の作成という最終段階に入っていきます。

防衛省は、かねてから、この評価書の公告・縦覧後、馬毛島島内における自衛隊施設の本体工事に着手するとしています。

年度内に本体工事に着手したいとの意向があることから、そう遠くない時期に、評価書が公告・縦覧され、航空機騒音に対する地元意見の反映状況が明らかになると考えられます。

## 3. 再編交付金について

令和4年9月28日、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき、次のとおり再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村が指定されました。

■再編関連特定防衛施設 馬毛島基地（仮称）

■再編関連特定周辺市町村 西之表市、中種子町、南種子町

また、同年10月21日、種子島1市2町への令和4年度の再編交付金の交付額が決定・公表されました。

■令和4年度再編交付金実施計画

西之表市 777百万円

中種子町 194百万円

南種子町 91百万円

【交付の対象となる事業】

1. 住民に対する広報に関する事業
2. 国民の保護のための措置に関する事業
3. 防災に関する事業
4. 住民の生活の安全の向上に関する事業
5. 情報通信の高度化に関する事業

6. 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
7. 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
8. 環境衛生の向上に関する事業
9. 交通の発達及び改善に関する事業
10. 公園及び緑地の整備に関する事業
11. 環境の保全に関する事業
12. 良好な景観の形成に関する事業
13. 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
14. その他生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

【交付の対象とならない事業】

- (1)国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- (2)法令に基づいて経常的に行っている事業で、再編の実施に資するために必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- (3)市町村の区域内において、再編により影響を受ける住民の生活に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの